

感染症予防計画の策定・改定について

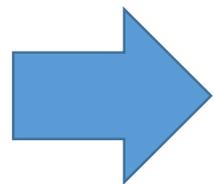
資料 4

【感染症法の改正】 令和4年12月

【改正趣旨】

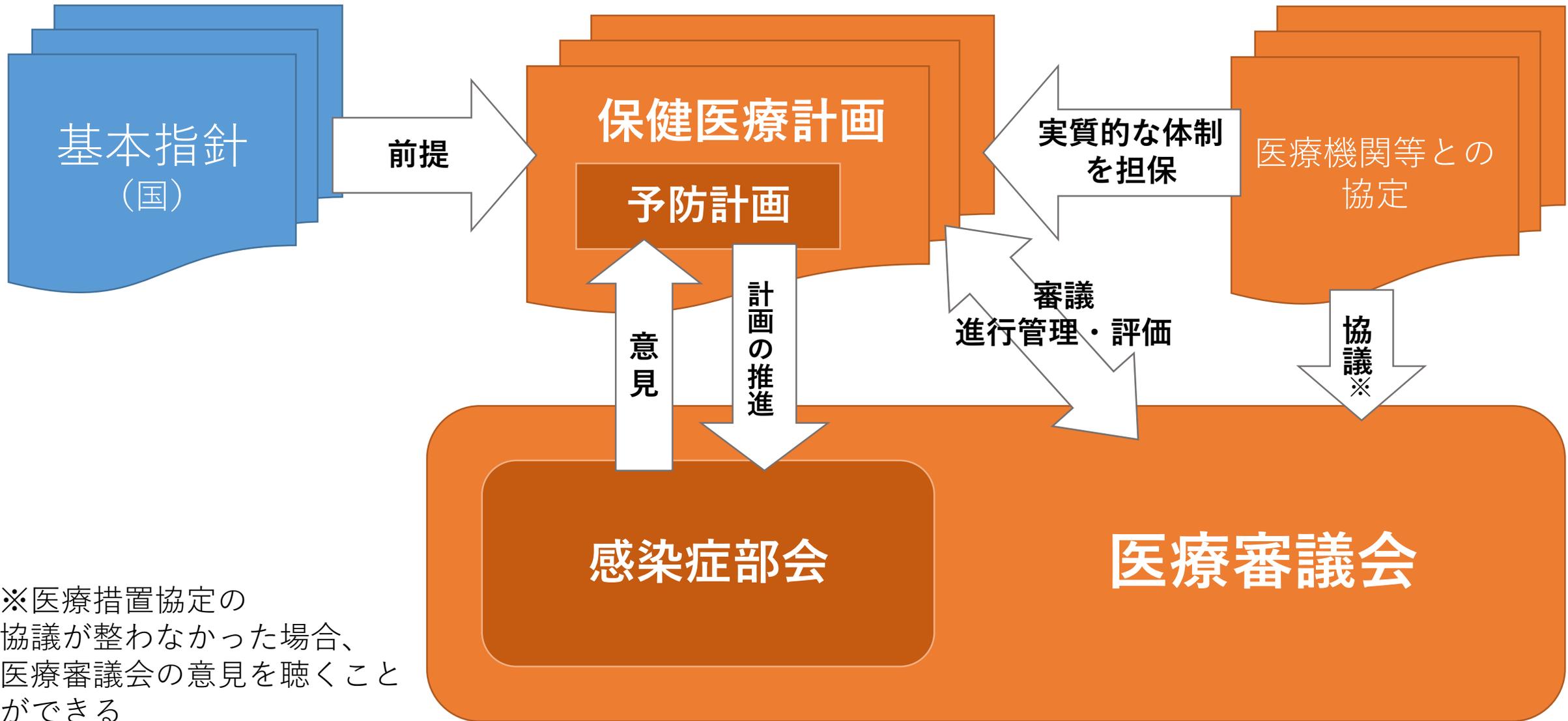
新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

- 都道府県及び保健所設置市は、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（令和5年5月26日公布）に即して、感染症予防計画を策定・改定（令和5年度中）
- 感染症予防計画を策定・改定にあたっては、医療計画及び新型インフルエンザ等特措法に基づく都道府県行動計画との整合性を確保



島根県においては、保健医療計画に感染症予防計画を包含することで整合性を確保することとしたい

今後の進め方について



※医療措置協定の協議が整わなかった場合、医療審議会の意見を聴くことができる